

令和 5 年10月30日（月曜日）

美里町議会全員協議会会議録

美里町議会全員協議会

令和5年10月30日（月曜日）

出席議員（13名）

1 番	赤 坂 芳 則 君	2 番	平 吹 俊 雄 君
3 番	吉 田 二 郎 君	4 番	山 岸 三 男 君
5 番	柳 田 政 喜 君	6 番	伊 藤 牧 世 君
7 番	藤 田 洋 一 君	8 番	櫻 井 功 紀 君
9 番	鈴 木 恵 悦 君	10 番	前 原 吉 宏 君
11 番	佐 野 善 弘 君	12 番	村 松 秀 雄 君
13 番	鈴 木 宏 通 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	相 澤 清 一 君
副 町 長	須 田 政 好 君
総 務 課 長	佐 野 仁 君
町 民 生 活 課 課 長	阿 部 伸 二 君
町 民 生 活 課 課 長 補 佐	佐々木 康 君

議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	佐 藤 俊 幸 君
事務局次長兼議事調査係長	齊 藤 美 穂 君

議事日程

令和5年10月30日（月曜日） 午前10時34分 開会

第1 開 会

第2 議長挨拶

第3 説明及び意見を求める事項

1) 農林業系汚染廃棄物の処理について

第4 その他

第5 閉 会

午前10時34分 開会

○議長（鈴木宏通君） ただいまから全員協議会を開きます。

本日、町長からの説明及び意見を求める事項は1件であります。

本日の全員協議会は全員出席でございます。

ただいまから会議を始めます。

なお、傍聴の申出がありましたので、これを許可しております。

まず初めに、町長から御挨拶をいただきたいと思います。

○町長（相澤清一君） 先ほどは、議会大変御苦労さまでございました。おかげさまで議案を承認いただきましたことに感謝を申し上げます。

また、本町でも下水道料金の改定について住民懇談会を昨日から行っております。今日と明日とあさってと4日間で皆様方に説明をしたいと、そのように考えておりますので皆様方にも御理解をいただきたいと思います。

本日は、議長のお取り計らいにより、議会全員協議会を開催していただきまして厚く御礼申し上げます。

本日、全員協議会で御説明申し上げますのは、農林業系汚染廃棄物の処理についてであります。平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、本町では放射性物質を含むほだ木や牧草、稲わらの農林業系汚染廃棄物が大量に発生をいたしました。セシウム濃度400ベクレル以上8,000ベクレル以下の稲わらにつきましては、大崎地域広域行政事務組合東部クリーンセンターで令和2年12月から焼却処理を進めてきておりますが、400ベクレル以下のほだ木や牧草につきましては適切な処理方法が見つからず、現在においても各農家の敷地内に保管をいただいているところであります。こうした中で、町は廃棄物処理業者A社と相対で協議を進めてきましたところ、ほだ木と牧草の処理の委託業務について双方で合意の見込みが立ちましたことから、今後A社と委託業務契約を秘密保持契約によって締結して処理を進めることとしたものであります。

本日は、これまで適切な処理方法が見つからずに保留されてきましたほだ木と牧草の処理について御説明申し上げます。

詳細につきましては、後ほど町民生活課長から御報告申し上げます。

議員皆様の御理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木宏通君） それでは早速、説明及び意見を求める事項、農林業系汚染廃棄物の処理

について。

まず総務課長、説明員の紹介をお願いします。

○総務課長（佐野 仁君） それでは、担当課の職員を紹介させていただきます。

町民生活課課長阿部伸二でございます。

○町民生活課課長（阿部伸二君） 阿部と申します。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 町民生活課課長補佐佐々木 康でございます。

○町民生活課課長補佐（佐々木 康君） 佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございました。

それでは、早速説明を担当課課長、町民生活課課長お願いいたします。

○町民生活課課長（阿部伸二君） それでは、資料を基に御説明させていただきます。

先ほど町長の御挨拶でもございましたが1の概要でございます。

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により、当町では放射性物質を含むほだ木、牧草及び稲わらの農林業系汚染廃棄物が大量に発生いたしました。これらのほだ木や牧草、稲わらは各農家の敷地や公共施設用地に保管されており、農作業等において支障を来している状況となっております。こうした中、町では処理業者A社と相対で協議を進めてきたところ、ほだ木と牧草の処理委託業務について双方で合意の見込みが立ったことから、今後A社と業務委託契約を秘密保持契約によって締結し処理を進めることといたします。また、ほだ木と牧草を町内の集荷場所からA社の処理施設まで運ぶ搬送業務についても、運送業者B社と業務委託契約を秘密保持契約によって締結して行うことといたします。

なお、今回処理させていただくほだ木と牧草ですが、セシウム濃度測定の結果、100ベクレル以下のものございまして、原子炉等規制法に基づくクリアランス基準となっております。廃棄物を安全に再利用できる基準とされてございます。

なお、参考までに町で定期的に測定しております公共施設用地内の土壌の濃度が、最小値21ベクレル、最大値150ベクレルとなっており、ほぼ同程度のセシウム濃度のほだ木と牧草を処理するものでございます。

2番、処理想定数量でございますが、ほだ木204トン、牧草14トンでございます。

3番、今後のスケジュールでございますが、令和5年11月中旬を目安に、ほだ木を二郷地区の集荷場所、こちらは町の農業集落排水処理施設、南郷第4からA社の処理施設へほだ木を搬出し、並行して町内各農家で保管していただいております牧草を二郷の集荷場所に搬送、移動

いたします。その後、令和5年12月上旬を目安にほだ木、牧草をA社へ搬出し、令和5年12月下旬までには処理を完了する予定としております。

最後に、4の予算についてでございますが、農林業系廃棄物収集運搬業務委託料、こちらは各農家の保管場所から二郷地区の集荷場所への収集運搬の内容になりますが550万円、農林業系廃棄物搬入業務委託料、こちらは二郷の集荷場所から県外の処理施設への運搬業務となりますが976万4,000円、農林業系廃棄物処理業務委託料、こちらは処理施設での処理料となりますが718万2,000円となっております。財源につきましては、環境省の補助でございます農林業系廃棄物処理加速化事業補助金、こちらで2分の1の1,122万3,000円、残り2分の1が震災復興特別交付税を予定しております。

なお、今回、県外での処理となりました経過につきましては、現在実施しておる焼却処理できる廃棄物のセシウム濃度が最終処分場である大崎市三本木地区の大日向クリーンパーク周辺地域、農林業系汚染廃棄物の焼却処理に関する協議会との約束で400ベクレル超えから8,000ベクレル以下と決められており、今回処理する100ベクレル以下のほだ木、牧草は、管内での焼却処理ができない状態になってございます。保管していただいております農家の御負担を考慮し、処理の方法について関係機関の協力をいただきながら検討を重ねた結果、今般、処理可能な県外業者が見つかり、かつ所在自治体から受入れ可能の合意が得られたものでございます。

以上、議員皆様の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

ただいま説明をいただきました。皆さんから質問等ありましたら挙手をもってお願いいたします。佐野議員。

○11番（佐野善弘君） 何点か質問させていただきます。

○議長（鈴木宏通君） 1点ずつです。

○11番（佐野善弘君） 1点ずつね。まず最初に処理想定数量ですね。ほだ木204トン、牧草14トン、これはほだ木と牧草全部の量というようなことでよろしいでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課課長（阿部伸二君） それでは、お答えさせていただきます。

町内で保管しております全ての量ということでございます。

○議長（鈴木宏通君） 佐野議員。

○11番（佐野善弘君） それと、9月の会議で補正で農林業系廃棄物に協力金を支払うというように補正になったんですけれども、これは、この関係の、ほだ木は今二郷の農集排の処

理場の関係のところに保管していますけれども、牧草については各農家が保管現在のところはしていると思う。その辺は対象になるのかどうか。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課課長（阿部伸二君） 今協力金というところでお話ございましたが、牧草の今回搬出する牧草を保管していただいております農家さんも対象としてございます。

○議長（鈴木宏通君） 佐野議員。

○11番（佐野善弘君） すみません。処理が県外の処理ということで、現在は稲わらが400ベクレル以上が焼却処理ということで結構かかってやっているんですけれども、この処理方法というのは焼却なんでしょうか、どのような処理するのか、その辺をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課課長（阿部伸二君） 基本的には、処理の方法につきましては焼却の処理ということでこちらは聞いてございます。

○議長（鈴木宏通君） ほかにありませんか。吉田二郎議員。

○3番（吉田二郎君） まず契約の方法いろいろあると思いますが、業務委託契約をしなければならなかった、また、それから、この秘密の保持契約、運搬もそうなんですけれども、これはなぜこういうふうなあれをしなければならないか、そこをちょっと教えてください。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課課長（阿部伸二君） 今回、秘密保持というところで、基本的に処理業者から契約に当たっての前提条件として示されているものでございます。事業者の名称及び所在地、処理施設の名称及び所在地は秘密ということで契約の前提でお願いされている内容となっております。

○議長（鈴木宏通君） 吉田議員。

○3番（吉田二郎君） 分かりました。

あと、じゃあ先ほど、このほだ木、牧草の処理をどうするんですかと聞こうと思ったら。管内の焼却施設は100ベクレル以下は受け入れられないというのは、これ最初からの取決めじゃなくて急遽こういう災害が起きてからのことで協定になってしまったのか、そこはどのようなあれなのか。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課課長（阿部伸二君） お答えさせていただきます。

こちら1市2町で、ただいま400ベクレル超え8,000以下の農林業系廃棄物を焼却処理してい

る状態なんですけれども、最終処分場のあります大崎市三本木の地域住民を中心といたしました協議会をつくってございます。今回、焼却処理した灰は全て三本木のそちらの最終処分場に搬出させていただいておるんですが、その埋立地も容量というのは決まっております、その焼却処理を始めるにあたって、なるべく量を増やさないように400ベクレルを超え8000以下と、この間のみの最終処分を受け入れるという約束で進んでいる事情がございます。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） 吉田議員。

○3番（吉田二郎君） 分かりました。

あと保管ですけれども、ちょっと私の解釈したのは、ほだ木は取りあえず保管場所から業者さんのほうに搬送、その空いた場所にまた今ほだ木、牧草を保管されている農家さんから、その空いたところに保管すると、それで解釈していいんですか。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課課長（阿部伸二君） 今、農集排の処理施設の面積が限られてございますものですから、まず今204トンほだ木保管しているものを、それを3分の1ないし半分程度をまず処理業者のほうに搬出して、その空いたスペースに牧草の保管農家さんの牧草をフレコンバックに詰めた状態で農集排の施設のほうに運んで、そこから最終的な処理業者のほうに搬出するという段取りで考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） 吉田議員。

○3番（吉田二郎君） 保管方法ですけれども、私ちょっと考えるには、そのほだ木空いたから、保管牧草ですね、保管農家さんから、まずほだ木置くよりも直接、かえって業者さんのほうに搬出したほうが手間暇かからない、いいのかなと思うんですけれども、そこはどういう都合あったんですか。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課課長（阿部伸二君） すみません。説明がちょっと、説明下手で申し訳ございません。

まず、それぞれの各保管していただいている農家さんは、例えばそれぞれ保管状況がございまして、例えば倉庫の中で保管していただいている、あと農地の片隅で保管していただいているという様々な状況がございまして、今回、県外に運ぶ際に使用する車両が10トン車を予定してございまして、各それぞれの保管していただいている農家の庭先まで入れる車両ではないということで、一時的に集荷場所としてあちらの農業集落排水施設の駐車場が少し広いものです。

から、そちらで積み替えをして県外のほうに搬出するというような段取りで、２段構えで考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） 吉田議員。

○３番（吉田二郎君） あと最後ですけれども、この運搬の委託料とか処理の委託料という委託料の金額ですけれども、これは相場でこの値段なんですかと聞いたらあれなんですか、この線が妥当な処理料になっているのか、そこちょっと、どういうふうにセッティングされたんだか。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課課長（阿部伸二君） こちら歳出予算の委託料の部分なんですけれども、まず積算に当たっては、それぞれ実績のある自治体の単価を参考にさせていただいたり、あと独自で持っているこれまでの仕事の積算、こういったものを参考にしながら算出させていただいております。稲わらの処理というのも現在、令和２年12月から進んでいるものでございまして、そういった稲わらの処理の単価等もちろん参考にしながら算出させていただいております。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） ほかにありますか。山岸三男議員。

○４番（山岸三男君） 運送業者さん、処理業者さん、秘密保持契約、これは業者さんからの要望というか、そういうことでの契約をされたということなんですけれども、私がちょっと気になったことは、処理をお願いしました、県外なんでしょうけれども、県外の処理業者さんが、それは公金を使って当然処理を委託するわけなんですけれども、その検証といいますか、正常にきちんと処理をされているのか、その辺の工夫はどのようにされるのか、どのようにしようと考えているのか、それをお願いしたいと思います。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課課長（阿部伸二君） 今回、処理していただく業者につきましては、町でももう２回ほど現場を見させていただいて処理の内容等も確認してございます。なおさら今後、処理の実施をお願いして、今後の部分につきましてもやはり継続して、処理の部分でしたり、そういった部分につきましてはモニタリングというか、監視をしながら進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） 山岸議員。

○４番（山岸三男君） 確かに私が懸念するくらいではないと思いますけれども、最終的にはきちんと、今年12月末にはもう処理が、業務完了するという予定で進めるということで、ものの

2月でほぼ終了するという計画で進められているんですけども、最終報告書だとか、そういう、あるいは、当然処理しているときに廃棄の、何ですか、放射能の測定なんかも当然されるんでしょうけれども、その辺もしっかりしていただければと思います。ちょっと懸念するところでありましたので。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） 要望ですね。赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） いろいろ今説明されていて大体は分かっているんですが、確認ということもあるんですが、秘密保持契約は町と結ぶわけなので業者名は全部お分かりなんですよ。それで、例えば、運搬の業務の会社、搬入の業者、処理業者、この3つと考えていいんですか。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課課長（阿部伸二君） すみません。お手元の資料にございます歳出の一番上の収集運搬業務委託料、こちらにつきましては町内の保管していただいております農家様の敷地から集荷場所まで運ぶ、集めて運ぶという業務でございます。こちらは情報公開してございます。町内の業者等を指名競争入札をかけてございます。秘密にする部分というところで情報非公開というところが下の2つですね。搬入業務委託料と処理業務委託料、こちらの2つが非公開というところで進めてございます。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） 赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） 確認なんですが、町内の農家さんから集荷場までは町内の業者さん、そして搬入業務委託、それから処理業務については、どちらも県外の業者さんなんですか。答えられる範囲で。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課課長（阿部伸二君） 町内の業者、一番上の収集運搬業務委託料は、もちろん申し上げることはできますので、この下の2つの業務につきましては、県外、県内も含めて非公表ということで御理解いただければと思います。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。（「分かりました」の声あり）

柳田議員。

○5番（柳田政喜君） お疲れさまでございます。

私からは、運ぶ前の処理についてちょっとお聞きしたいんですけども、現在、ほだ木も牧草も大分経年劣化が進んでいる状況だと思います。それで、先ほど牧草に関しては、農家さん

の敷地内の施設内でフレコンバックに詰め込んで運ぶということで飛散はないのかなと、農家さんの敷地内の散らばっている部分でちゃんと片づけなきゃいけないんだという議論もあると思うんですけどどれもそれはしっかりお願いしたいのと、それとほだ木のほうですね。今置いてある状況がフレコンバックにもう既に詰めてあるのかなと外目で見て思うんですけども、それも詰めて、事前にもう詰めてあるので飛散はないのかなと思うんですけども、前に予算で組んだ風防の部分ですね、取消ししたという部分もありまして、そこも含めて飛散防止がきちっとできているのか説明をお願いします。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課課長（阿部伸二君） まず、今柳田議員さんがおっしゃったとおり、牧草につきましては、それぞれ保管状況が様々なんですけれども、それぞれの固体をフレコンバックにまず収集をして、集めて、詰めて、フレコンバックの状態です。二郷の集荷施設までは運ぶというところで、仮にフレコンバックに詰めてトラック等で運ぶんですけども、2トン車ぐらいの大きさのトラックになるんですが、フレコンバックにさらに飛散防止シートをかぶせて厳重に移動はさせていただくということで御理解いただきたいと思います。

ほだ木につきましては、おっしゃられるとおり、既にもうフレコンバックに入った状態で今保管されている状態で、それを搬出するということですので飛散等は今のところなかなか考えにくいという状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○5番（柳田政喜君） 当然、今まで保管した農家のほうの心情もあるので、先ほど同僚議員が質問したとおり補償もあるということで安心したところですけども、二郷のあそこも近隣住民の方にずっと見える格好でプレッシャーを与えていたんですね。だから、地域住民に片づけたときにきちっと挨拶してほしいと思うんですけどもいかがですか。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課課長（阿部伸二君） 地域の方々への説明については、早速こちらのほうで実施させていただきたいと考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。ほかにありますか。平吹議員。

○2番（平吹俊雄君） 今回、契約につきましては秘密保持契約というようなことでございますが、私が議員になって記憶では初めて聞く契約なんでございますが、この契約についても法的なものとか、あるいは、どういう性格を持っているのか、その辺もし分かればお願いしたいと

思います。

○議長（鈴木宏通君） 副町長。

○副町長（須田政好君） お答えします。

地方自治法等の法律、あるいはその下の施行例等には特に規制はございません。それで、本町の情報公開条例、こちらが1つの基準となってくるものでございます。本町の情報公開条例、これは情報公開を求められたときに開示をしなければいけないということがございます。それで、開示しなくてもよい項目が町としては7つほど列記してございます。条例の第6条でございますが7つほど列記してございます。その中の第3号に、ちょっと前半は省きまして、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められるものを除くということがございます。でございますので、前段に申し上げました当該事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利害を害するおそれがあると判断してございます。ただし書で除かれている健康、生命、生活に害する場合は除きますよと。100ベクレル以下でございますので、健康、生命には特に影響はしないだろうという判断で、今回は情報公開の中の公開すべき情報から外すことができると判断してございまして、相手方のお申出であります秘密保持契約に応じるという形で考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） 平吹議員。

○2番（平吹俊雄君） 内容については分かりました。そういうことで、こういうほだ木なり牧草が処理されるということでございますので、大変農家の方々には御迷惑をおかけいたしましたというようところでございます。分かりました。

○議長（鈴木宏通君） ほかにありますか。ないですか。（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で町長からの説明及び意見を求める事項については終わります。

執行部の皆さん、大変御苦労さまでございました。

では、4のその他に移ります。

まず私から皆さんに、11月1日議員アカデミーがありまして、このとき、赤坂議員、山岸議員、前原議員、佐野議員の4名がアカデミーへ参加するということになりますので、よろしく願いいたします。

あと私から、ここにいないんですけれども、議員の方々から、昨日ですが熱回収施設、ごみクリーンセンターが昨日、落成式を迎えましたけれども、過去2回いろいろこちらから視察を

申し入れた経緯がありまして、いずれもコロナ禍でちょっとできないということで延び延びになっていましたので、全員協議会の中で皆さん、これからその施設を見学する方向の日程をこれから模索をしたいと考えておりますので、そのとおりでよろしいですか。（「はい」の声あり）

では、そのとおり。あとは事務局と向こうの施設でいろいろ日程を検討させていただいて、お示しをしたいと考えております。

では、続きまして事務局からお願いいたします。

○議会事務局長（佐藤俊幸君） 事務局から11月の議会ですね、こちらの予定についてお話をいたします。

日程につきましては、あくまでも予定なんですが11月27日月曜日でございます。

中身につきましては、人事院勧告あるいは国会議員等の報酬等の改正に伴う特別職、一般職の部分の人件費の改正に伴うものが主になります。

それで、議会といたしまして補正予算を11月会議で1つ上げさせていただきたいと考えている部分がございます、中身につきましては議会分の議員報酬等々の改定に伴う部分もなんですけれども、債務負担行為について予算を計上したいと考えてございます。こちらの中身につきましては、今現在の会議録の反訳とそれから会議録検索システム、こちらの業務委託契約が来年の2月末で終了いたします。その先、また3年間の契約を結ぶため、今回11月でこちら債務負担行為の計上をさせていただくという中身を考えてございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですね。（「はい」の声あり）

ほかに皆様から何かございますでしょうか。ありませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので全員協議会を終了いたします。

○副議長（村松秀雄君） 長時間にわたりまして、議会本会議、全員協議会、お疲れさまでした。終わります。御苦労さんです。

午前11時09分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年10月30日

美里町議会議長